

令和8年1月8日

オープンカウンター方式による見積合わせについて

支出負担行為担当官
関東森林管理局長 松村 孝典

下記の案件について見積合わせを実施しますので、参加希望の者は期限までに見積書の提出をお願いします。

記

- 1 件名 関東森林管理局 産業廃棄物処理
（事業名） ※詳細については別紙仕様書のとおり
- 2 履行期限 令和8年2月27日（金）
- 3 履行場所 群馬県前橋市岩神町四丁目16-25
関東森林管理局
- 4 見積書等提出日時・場所
・日時 令和8年1月28日（水） 15時00分まで
・場所 関東森林管理局 経理課 企画係
〒371-8508 群馬県前橋市岩神町四丁目16-25
※郵便（当日必着）による提出を認めます。
- 5 提出書類
・見積書
※ 見積書は消費税込みの価格で作成するものとし、必ず日付をご記入下さい。見積書は封緘の上ご提出下さい。
・下記8の資格を証明できる書類の写し。
※ 上記書類を合封して封緘し、封筒の表に「<産業廃棄物処理> 見積書在中」と朱書きで記載のうえ提出してください。
- 6 契約の締結日 見積採用の日から7日以内
- 7 契約条件等 契約条件については、別紙「産業廃棄物収集処理業務契約書（案）」のとおりとし、見積書を提出した場合は、これを承諾したものとみなします。
- 8 必要な資格等 以下の①、②および③を満たすこと。
① 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）において、関東・甲信越地域の競争参加資格の「役務の提供等」において「建物管理等各種保守管理」を有する者であること。
② 前橋市又は群馬県の産業廃棄物収集運搬業の許可および運搬先の自治体の同許可を受けていること。
③ 廃棄物処理施設の所在する自治体の産業廃棄物処分業の許可を受けていること。
- 9 その他 (1) 見積書の提出前に、「オープンカウンター方式の見積依頼に係る留意事項」及び「関東森林管理局随意契約見積心得」を必ず確認して下さい。

(担当：経理課 企画係)
(電話：027-210-1149)

仕 様 書

1. 履行内容

番号	物品名	規格・品質	履行場所	納入数量	単位	備考
1	産業廃棄物処理	廃プラスチック類（硬質系）	関東森林管理局	6.3	m ³	
2	産業廃棄物処理	廃プラスチック類（軟質系）		5.5	m ³	
3	産業廃棄物処理	廃金属類		7.7	m ³	
4	産業廃棄物処理	木屑		4.5	m ³	
5	産業廃棄物処理	収集運搬費（4t車使用）		3	台	

2. 問い合わせ先、担当職員

担当職員は以下のとおりとする。

① 問い合わせ先

関東森林管理局 総務企画部 経理課 企画係
〒371-8508 群馬県前橋市岩神町四丁目16-25
電話番号 027-210-1149

② 担当職員

経理課 企画係

3. 責任の所在

業務の履行については、受注者が最終的に責任を負うこと。

4. その他

詳細な事項及び本仕様に定めのない事項については、担当職員と必要に応じて打合せを行うものとする。

産業廃棄物収集処理業務契約書（案）

1 業務名 関東森林管理局産業廃棄物収集・運搬及び処分業務

2 数量及び金額 ￥, . -

品 名	数量	単位	単 価 (円)	金 額 (円)	備考
廃プラスチック類（硬質系）	6.3	m ³			
廃プラスチック類（軟質系）	5.5	m ³			
廃金属類	7.7	m ³			
木屑	4.5	m ³			
収集運搬費	3	台			4t 車
消費税	10	%			
合 計					

3 契約期間 自 令和8年 月 日
至 令和8年2月27日

4 引渡場所 関東森林管理局（群馬県前橋市岩神町4丁目16-25）

5 契約保証金 免除

上記契約について、排出事業者 支出負担行為担当官 関東森林管理局長 松村孝典（以下「甲」という。）と請負者 ○○○○○○○○○○○○○○（以下「乙」という。）との間において次の契約条件により契約を締結し、その契約の成立の証として、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和8年 月 日

排出事業者

（甲） 群馬県前橋市岩神町4丁目16-25
支出負担行為担当官
関東森林管理局長 松村 孝典 印

請負者

（乙） ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ 印

契約条件

第1条 この契約条項において排出事業者を甲とし、請負者を乙と呼称する。

第2条 乙は、甲の指定する日時に、甲の監督及び指示に従い、関東森林管理局構内に設置する産業廃棄物集積場所から廃棄物の収集・搬出及び処分を行うものとし、甲は、これに対して代金を支払うものとする。

第3条 甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第4条 甲から発注された産業廃棄物の積み替えを行わない。

第5条 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」（平成25年6月）を参照）を参考に書面の作成を行うものとする。

ア 産物の発生工程

イ 産業廃棄物の性状及び荷姿

ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項

エ 混合等により生ずる支障

オ 日本C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項

カ 石綿含有産業廃棄物又は特定産業廃棄物、水銀使用製品
産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その事項

キ その他取扱いの注意事項

2 甲は、契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、発注する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は乙と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。

3 甲は、発注する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、乙に引き渡す容器等に表示する（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドラン」（平成25年6月）の「容器貼付用ラベル」参照）。

4 甲は、発注する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、廃棄物を引き取ることとする。

第6条 乙は、甲から発注された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分の完了までに、法令に基づき適正に処理しなければならない。

- 2 乙が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、又は過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。
- 3 乙が第1項の業務の過程において、第三者に損害を及ぼした場合に、甲の指示又は甲の発注方法（甲の委託した産業廃棄物の種類もしくは性状等による原因を含む）に原因があるときは、甲において賠償し、乙に負担させない。
- 4 第1項の業務の過程において乙に損害が発生した場合に、甲の指示又は甲の発注方法（甲の委託した産業廃棄物の種類もしくは性状等による原因を含む）に原因があるときは、甲が乙にその損害を賠償する。

第7条 乙は、甲から発注された産業廃棄物の収集・運搬及び処分業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

第8条 乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

第9条 乙は、甲から発注された産業廃棄物の処分業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成して甲に提出し、甲又は甲が指定した者の検査を受けるものとする。

ただし、業務終了報告書は、収集・運搬業務については、それぞれの運搬区間に応じたマニフェストB2票又は、電子マニフェストの運搬終了報告で、処分業務についてはマニフェストD票又は、電子マニフェストの処分終了報告で代えることができる。

第10条 乙は、甲から発注された産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときには、業務を一時停止し、ただちに甲に当該事由の内容及び、甲における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。

- 2 甲は乙から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上、適切な措置を講ずるものとする。

第11条 乙は、第9条の規定による検査に合格した場合は、支払請求書を甲に提出し、甲は、受理した日より30日以内に口座振込により支払うものとする。

第12条 乙は、甲が約定期間に代金を支払わないときは、甲に対して遅延利息を請求することができる。

2 前項の遅延利息は、遅延日数に応じ、請求金額に対して政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に基づく遅延利息率を乗じて計算した遅延利息の額とする。ただし、遅延利息の額が100円未満であるときは、甲は、前項の規定にかかわらず遅延利息を支払うことを要しない。また、100円未満の端数については、その端数を切り捨てるものとする。

第13条 甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第5条第2項、第7条の場合も同様とする。

第14条 甲及び乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要が生じた場合には、相手方の書面による許諾を得なければならない。

第15条 甲及び乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、書面による催告の上、相互にこの契約を解除することができる。

2 甲及び乙は、相手方が反社会的勢力（暴力団等）である場合又は密接な関係がある場合には、相互に催告することなく、この契約を解除することができる。

3 甲又は乙から契約を解除した場合においては、この契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。

（1）乙の義務違反により甲が解除した場合

イ 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬及び処分の業務を自ら実行するか、もしくは甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

ロ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときは、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の産業廃棄物の収集・運搬及び処分を行わしめるものとし、その負担した費用等を、乙に対して償還を請求することができる。

（2）甲の義務違反により乙が解除した場合

イ 乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙の費用負担をもって甲方に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

ロ 甲は、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金とし

て、乙に納付しなければならない。

第 16 条 この契約の特約事項は別紙のとおりとする。

第 17 条 前各項のほか定めのない事項については、必要に応じて甲・乙協議して定めるものとする。

第 18 条 この契約について紛争を生じたときは、甲・乙協議して定める第三者の調停によって解決するものとする。

別紙

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲(発注者をいう。以下同じ。)は、乙(契約の相手方をいう。以下同じ。)が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者(以下「解除対象者」という。)を再請負人等(再請負人(再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。)、受任者(再委任以降の全ての受任者を含む。)及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者(再請負人等)との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者(再請負人等)との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。